



Title	律令国家軍事編成の研究
Author(s)	中尾, 浩康
Citation	大阪大学, 2011, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/58549">https://hdl.handle.net/11094/58549</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 【9】

氏名	中尾 浩康
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 24279 号
学位授与年月日	平成 23 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	律令国家軍事編成の研究
論文審査委員	(主査) 准教授 市 大樹 (副査) 教授 平 雅行 教授 飯塚 一幸

## 論文内容の要旨

これまで日本古代軍制研究は、軍團兵士制など、主に平時の軍事編成に関心が向けられてきた。これに対して本論文では、征夷関連史料を主な素材として、日本律令国家の戦時における軍事編成の構造・実態・展開の解明を目指す。本文は全 5 章と序章・終章とからなり、枚数は 569 枚 (400 字詰め換算) である。

序章「研究史と現状の課題」では、研究史を振り返り、とりわけ、現在の主要学説である下向井龍彦説の特徴とそれに対する疑問を提示する。これを受けた第 1 章「律令国家の戦時編成に関する一試論—八世紀における「寇賊」と征討—」では、律令規定・実態史料に見える「寇賊」の分析を通じて、軍團兵士制と捕亡令「臨時発兵」規定とが補完しあって機能したことを明らかにし、新羅への外征・朝貢関係維持用の軍團兵士制と、国内内乱・罪人追捕用の捕亡令「臨時発兵」規定とを完全に切り離す下向井説を批判する。

第 2 章「天平期の節度使」では、奈良時代最大の軍事効率がなされた天平期・天平宝字

期の対新羅軍編成について検討する。とりわけ、諸説入り乱れていた天平期の節度使について、国内の軍事的状況や東アジアの国際情勢に目を向け、また『節度使將軍補任例』という新出史料をも使うことによって、迅速な防衛体制の構築・整備が第一の目的であったと説く。第 3 章「宝亀～弘仁期における征討軍編成」では、奈良時代末～平安時代初頭の三十八年戦争における征討軍編成の変遷過程を丹念に追い、軍監・軍曹の急増という現象に着目し、延暦 13 年 (794) 征討軍編成の画期性を浮かび上がらせる。

第 4 章「延暦十一年の軍制改革」は、「国内上番」免除を認める軍團兵士制の構造に着目し、延暦 8 年 (789) 征夷が大惨敗を喫した時点で、軍團兵士制は実質的に存続不可能な状況に陥り、延暦 11 年に廃止されるにいたったことを明らかにする。第 5 章「健児制に関する再検討」は、健児の基本的職務は国内要所の守衛・警衛に求めるべきであり、他国に派遣されて鎮圧にあたる少数精銳の騎兵武力とみる通説は当たらないと主張する。

終章「総括－整理と展望－」では、論文全体を総括した後、従来あまり重視されてこなかった古代の騎馬武力について予備的な検討をおこない、今後は「歩兵＝古代的」「騎兵＝中世的」というイメージを改める必要性がある、との展望を述べる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文の成果の第一は、征夷軍編成と対新羅軍編成の実態を明らかにすることによって、軍團兵士とは異なる階層への差発対象の拡大や、国司の軍事的権限の伸張など、軍事編成の転換点が宝亀年間～弘仁年間（8世紀末～9世紀初頭）にあることを明らかにした点である。とりわけ、征夷軍編成に関する研究は詳細を極めており、延暦 8 年 (789) 征夷の大敗を受けた日本律令国家が、延暦 13 年 征夷に向けて、いかにして軍事体制を再構築していったのかを具体的に明らかにした点は重要である。

成果の第二は、上記のような征夷軍編成の展開過程を踏まえた上で、延暦 11 年 (792) の軍團兵士制廃止・健児制採用の意義づけをおこなった点である。軍團兵士の「国内上番」免除に研究史上初めて着目した第 4 章、健児の本質を正面から問う第 5 章は、国際的な緊張関係の緩和によって軍團兵士制が不要とされ、それに代わる少数精銳の戦力として健児制が採用されたとする通説的見解を、根幹から搖るがす重要な問題提起である。

とはいっても、本論文にも問題がないわけではない。本論文は、当該分野の有力学説である下向井龍彦説に対する根本的批判を意図したものであるが、軍團兵士制の本質、古代から中世への移行の問題を十分に検討するにはいたらず、批判は部分的なものにとどまらざる

を得なかった。しかしそれは、着実な実証にもとづく言及を心がけてきた筆者の学問的良心によるものであり、筆者が若手研究者であることに鑑みれば、本論文の達成をもとに、今後、自らの構想をさらに深めてゆくことが期待される。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

以上の理由から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。